(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市(以下「市」という。)が発注する建設工事の請負、物品の買入れ、物件の借入れ、建築施設等の維持管理業務その他業務の契約に係る指名競争入札を執行するに当たり、羽生市契約規則(昭和39年規則第7号)、羽生市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則(平成9年規則第1号)及び羽生市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則(平成23年規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 指名競争入札の対象となる案件(以下「対象案件」という。)は、市長が定める。

(参加者の指名)

- 第3条 市長は、対象案件の参加について指名する者(以下「指名業者」という。)を羽生市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則第2条第5号又は羽生市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則第2条第3号の資格者名簿に登載されている者の中から選定する。
- 2 対象案件における指名業者の数は、原則として5者以上とする。ただし、 市長が指名業者の数が5者未満であっても適正に入札が執行できると認める ときは、この限りでない。

(指名委員会への諮問)

第4条 市長は、第2条に規定する対象案件及び第3条第1項に規定する指名 業者について、当該案件の契約見込額が250万円を超える場合は、羽生市 工事請負業者等指名委員会規程(昭和47年訓令第1号)に定める羽生市工 事請負業者等指名委員会に諮るものとする。

(指名の通知)

第5条 市長は、当該指名競争入札に指名された旨、対象案件の件名、入札日時、入札場所その他入札の執行に関し必要な事項を指名業者に通知しなければならない。

(設計図書等)

- 第6条 市長は、指名競争入札に係る図面、仕様書及び特記仕様等(以下「設計図書等」という。)を指名業者に貸与し、又は配布するものとする。
- 2 市長は、指名業者からの設計図書等に係る質問及びその回答を全ての指名 業者に周知するものとする。

(参加の辞退)

- 第7条 指名業者は、当該指名競争入札の参加を辞退するときは、当該指名競争入札に指名された日から入札の執行日までの間に入札辞退届(様式第1号) を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、入札の参加の辞退は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 入札の執行前 入札辞退届を持参し、又は郵送することにより行う。ただし、郵送による提出については、入札日の前日までに当該入札辞退届が到着 していなければならない。
- (2) 入札の執行中 入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に持参することにより行う。

(入札金額見積内訳書)

第8条 市長は、指名業者から初度入札時に入札金額見積内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めるものとする。ただし、対象案件のうち建設工事の請負の発注に係る入札を除く入札については、この限りでない。

(入札の執行)

第9条 市長は、指名競争入札の執行に当たり、入札の参加者の数が1者であ

るときは、入札を執行しない。ただし、第7条第2項第2号の入札の執行中に当該指名競争入札の参加を辞退したことにより入札の参加者の数が1者となったときは、この限りではない。

- 2 市長は、指名競争入札の執行に当たり、別表に掲げる対象案件の設計金額の区分に応じ、当該区分において指定する者に執行させることができる。ただし、市長が当該区分において指定する者以外の者であっても適正に入札が執行できると認めるときは、この限りでない。 (入札)
- 第10条 指名業者は、入札書(様式第2号)に対象案件の件名、履行場所、 金額その他必要な事項を記入し、入札しなければならない。

(代理人による入札)

第11条 指名業者は、代理人を立てて入札を行うことができる。この場合に おいて、指名業者は、入札委任状(様式第3号)を市長に提出しなければな らない。

(入札の取りやめ等)

- 第12条 市長は、指名業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する疑いがあるほか、入札を公正に執行することができないと認めるときは、その執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は取りやめることができる。
- 2 市長は、天災その他やむを得ない事由により入札の執行が困難であると認めるときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

- 第13条 市長は、当該指名競争入札に参加した指名業者の入札が羽生市契約 規則第13条各号のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無 効とする。
- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格を下回る価格を記載した入札
- (3) 初度入札において落札者がないとき又は開札の結果として入札価格の最低のものを発表したにもかかわらず、再度入札においてその価格を上回る価格を記載した入札
- (4) 入札執行前に予定価格を公表したときにあっては、その価格を上回る価格 を記載した入札
- (5) 内訳書の提出を求めた際にそれが未提出であるもの又は内容に誤り若し くは記載漏れがあるもの

(落札者の決定)

- 第14条 市長は、入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税を除いた価格)の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を設けた場合においては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格から消費税及び地方消費税を除いた価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者)を落札者とする。
- 2 前項の場合において、同額の入札をした指名業者が2者以上あるときは、 市長は、当該指名業者にくじを引かせ落札者を決定する。
- 3 市長は、落札者を決定したときは、速やかに、落札者決定通知書(様式第4号)により当該落札者に通知する。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。 附 則 (平成30年12月3日告示甲第36号)
 - この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年4月3日告示甲第36号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月3日から施行する。 (経過措置)
- 2 この告示による改正後の第 1 条から第 6 条までの規定は、この告示の施行の日以後の入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。

別表 (第9条関係)

入札執行者の指定区分

入札執行者の指定区分						
対象案件	設計金額	入札執行者				
全ての対象 案件共通	15,000万円以上	副市長				
	15,000万円未満5,0 00万円以上	企画財務部長				
建設工事の請負	5,000万円未満130万 円以上	契約検査課長				
	130万円未満	対象案件の事務を所掌する課 (室・館・所)長				
物品の買入れ	5,000万円未満80万円 以上	契約検査課長				
	80万円未満	対象案件の事務を所掌する課 (室・館・所)長				
物件の借入れ	5,000万円未満40万円 以上	契約検査課長				
	40万円未満	対象案件の事務を所掌する課(室・館・所)長				
財産の売払い又は物件の貸付け	5,000万円未満40万円 以上	契約検査課長				
	40万円未満	対象案件の事務を所掌する課(室・館・所)長				
その他	5,000万円未満40万円 以上	契約検査課長				
	40万円未満	対象案件の事務を所掌する課 (室・館・所)長				